

令和4年（行ウ）第22号 損害賠償請求事件（住民訴訟）


原告 江本浩二 外58名


被告 沼津市長 頼重秀一


準備書面（2）・訂正

令和5年11月2日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹俊之 

同 弁護士 石井光太 

同 弁護士 近藤麻衣 

第1 本件覚書遵守を求めた外原区長が不当な方法で役員を外された事実

1 鈴木隆雄元区長の存在と活動

既に原告準備書面（1）第2でも述べたとおり、平成20年頃から沼津市は、本件覚書に記載された1の洞及び2の洞に新中間処理施設建設を計画し、本件覚書の当事者である清水町外原区の住民に対しても住民説明会や意見交換会を行ったが、外原区の住民は当時の鈴木隆雄区長（以下「鈴木区長」という。）を中心に本件覚書の遵守を求めて、新中間処理施設を計画対象地に建設することに断固反対し、平成25年9月5日には、当時の沼津市長に対し、「通知書沼津市の『新中間処理施設整備事業』に断固反対し、当区との契約

である『覚書』を遵守するよう求める」と題した書面を、ごみ焼却場対策委員長及びごみ焼却場対策委員会一同と連名で提出した（甲21）。

また、鈴木区長は、環境省にも、外原区住民の立場として本件覚書の存在を理由に対象地への新中間処理施設建設には反対する旨表明し、環境省は「覚書が有効で裁判に負けると交付金の意味がない」として、本件覚書の存在と予定地周辺の住民が反対していることを理由に、新中間処理施設建設のために必要不可欠な循環型社会形成推進交付金(いわゆる補助金)の交付を留保した（甲22）。この文書では、「留保せざるを得ない」と表現しているが、この時の内示は取り消され、実質中止されたと言って良い。

このように鈴木区長の存在は、新中間処理施設建設を計画する沼津市及び沼津市の焼却場にごみ処理を委託している清水町にとっては、建設計画の大きな障害であったことは間違いない。

2 沼津市と清水町の外原区長交代画策の謀議—違法な自治団体の人事への介入

(1) 上記の経緯から、沼津市は、このまま鈴木区長が外原区の区長を続けている限りは、新中間処理施設を計画地に建設することはできないと考え、鈴木区長を外原区の役員から引きずり降ろすことを画策した。沼津市は、いうまでもなく地方自治体であり、鈴木区長は、清水町の沼津市と覚書を締結した公的団体である住民自治会の代表である。大きな障害であると認識していたとしても、その上で、沼津市が取りうる選択・手段は、地方自治法第2条2項16項で定められているように法令に基づいた公正な対応を取るしかない。

しかし、以下は、沼津市ごみ対策課と清水町との打合せ記録であり、そこに記載された内容は新中間処理施設計画における外原区

自治会という障害排除に関わるものである。

被告は答弁書において、「当該清水町外原区住民は、新中間処理施設建設に反対という立場を変更しており、本件財務会計上の行為が覚書に反するとは言えない」と主張しているが、その変更は自治会住民の意思ではなく、外原自治会が民主的な議論の上で立場を変更したわけでないことは、以下の今回原告が情報公開により入手した以下の資料より明らかである。

すなわち、被告は清水町に圧力をかける形で、清水町に外原区自治会の人事に不当不法に介入し、その結果建設反対の区長を交代させ、強い反対の声を抑え込んだ。しかも、自治会の定める役員選出規定を無視しての強行であった。

自治会規定に反する被告や清水町の介入は、地方自治の本旨を脅かし、地方自治体の基本単位でもあるべき自治会の民主的運営を阻害して、地方自治法や憲法の本旨にも反する行為である。その結果としての(外原区自治会は)「建設に反対という立場を変更」などとは、「汚れた手」の被告は、到底主張しえないものである。(禁反言・信頼の原則違反)

(2) 当該打合せ記録の②～④(甲30～33)については、清水町と沼津市双方に情報開示請求を出したが、清水町は令和5年2月に全て開示をした一方、沼津市は何度請求をしても③の平成26年2月4日の打合せ記録については、清水町が当該書類を開示しているにも関わらず文書が存在しないとして開示を拒否している(甲29)。沼津市自身が、そのような介入の事実を隠蔽すべきであると考えている証左である。

① 平成25年11月25日

沼津市より、清水町に対し、「外原区長、役員は強く反対してい

て説得は難しいであろう。誰か、外原区の中で、人望のある人を選び、説得し、自治会とは別に進めていく方法もある。ぜひ、町でそのような人を探してほしい」と伝え、自治会を通さない方法で新中間処理施設計画について外原区を賛成の立場に転化させることを求めたが、清水町は「人望のある人を探すことはなかなか難しい」と消極的な回答をした（なお、この回答部分の上段は黒塗りにされている）（甲30）。

② 平成26年1月28日

清水町から「外原区の役員会において、現区長（鈴木区長）が懸念事項もあることから来年度も区長を引き続き行うことを表明し、役員会では異論はなく、このまま4月に開催される区総会で承認されることになると思われる」旨報告があり、これに対し、沼津市は、「外原区長が来年度も続投となると、市議会からの市当局は無論だが、町（注．清水町）当局等への風当たりが厳しくなると思われる」とし、鈴木区長の続投に対して強い拒否を示し、さらに「町議会への働きかけは了承したが、外原区への対応を現在、また今後どのような対応を町は考えているのか？」と発言をした（甲31）。

③ 平成26年2月4日

沼津市から清水町に対し、「外原区長が続投であるようなので、対抗組織（条件派）など、正攻法でない手法も考えて欲しい（外原区には市職員〔柴田地域自治課長、長橋道路建設課長〕他4～5人程度）と、正攻法でない不当不正な手段を用いても構わないからとにかく鈴木区長を区長から外すよう求めた（甲32の1、32の2）。それに応じて清水町は、職員の手書きで「正攻法でない手法も考えてほしい」の文章の下部に、「W氏との打合せ」と記載し、具体的な人事介入の算段をしていたことがうかがい知れる。これは後に述

べる。

この日の打合せは、他の日と異なり、沼津市からは井原副市長、清水町からは落合副町長という市町のナンバー２の重役が出席し、場所も清水町の応接室で行われるという、両自治体にとっては非常に重要な会議であった。

④ 平成２６年２月２８日

沼津市から清水町に対し、「対抗組織の件、区長の交代の可能性について質問」があった（甲３３）。清水町の回答については記載がなく不明である。

3 沼津市及び清水町による不当不法な自治会鈴木区長の役員外しの経緯と規約違反の新役員選任手続き

(1) 外原区長選出の手続について

外原区は、外原区自治規約に基づき住みよい郷土自治を達成する目的で全世帯によって構成された自治組織で、役員や総会・各種委員会や会計を有して、22組（505世帯平成24年）で構成運営されている（甲３４）。もちろん町に対しても公的な役割を負って協力しているが、あくまで住民の自治的な組織である。

外原区の区長他役員の選出については、外原区役員選出規定（甲３４p３１）で定められている。

区長の選出方法については、区長の任期が終了する年度の11月末日までに各組長が組の意見を集約し、区長候補者を推薦委員会に報告（同規定2条）した上で、内定し、総会において決定する（同7条）と定められている。

推薦委員会については、同規定6条で定められており、11月の役員会において顧問、参与、委員長の中から8名以上の推薦委員を総務委員長が中心となって選出し、その委員の中から委員長、

副委員長を互選により決定するとされており、機密性があることから委員長以外の委員会の委員の構成は外部には明かされない。

例年は、来年度の区長の選出及び決定のために、規定に従って11月に推薦委員会を構成し、推薦委員会が11月末までに22組の各組長から来年度の役員について意見を伺い、翌年2月の役員会までには来年度の役員候補に報告及び内諾を貰う。そして、同2月中に推薦委員会が発行する推薦委員会便りという書面の中で、来年度の役員候補の氏名等を外原区全体に回覧の形で開示し、年度初めの4月の総会において正式に決定するという手続でこれまで問題なく行われていた。

すなわち、区長ほか役員の推薦権限をもつのは、前年度の22組の組長及びその構成員であり、推薦委員会はその組長達の意見を集約して、結果をもとに次年度の候補者たちに内諾を貰った上で、住民に開示するという手続面を担うという役割をもつ一時的な委員会であり、推薦委員会で区長ほか役員を決める権限は持っていない。

(2) そして、前述のとおり、平成26年2月4日の時点では、平成25年度まで清水町外原区の区長だった鈴木区長が翌年度（平成26年度）も区長を続投することを表明し、外原区内各組では鈴木区長の区長継続に異論は出ておらず、正規の手続きに則って、平成26年4月の外原区定期総会で鈴木区長の区長就任が承認される予定であった（甲32）。

(3) しかしながら、前述のとおり例年は2月に推薦委員会から区長内諾確認の連絡があるはずが、鈴木区長には何ら連絡もなく、また同月中に発行されるはずの来年度の役員候補者を伝える推薦委員会便りも発行されなかった。

平成25年度の推薦委員会の委員長は、前外原区区長であった渡辺光氏（以下「渡辺氏」という。）であったが、上記の規約を無視する異様な動きについては、渡辺氏の職責の濫用であり、その背景には、前記の通り平成26年2月4日の清水町と沼津市の打合せにおいて、来年度も新中間処理施設建設に断固反対する鈴木区長が区長に就任することが内定していることを知った沼津市から、清水町に対して、「外原区長が続投であるようなので、対抗組織（条件派）など、正攻法でない手法も考えて欲しい」と命令を下したことから（甲32）、清水町は渡辺氏に接触して、平成26年2月以降、鈴木区長及び鈴木区長と同じく覚書遵守を求める役員を外原区の役員から排除しようとした、と考えられるのである。

このことは、清水町が令和5年2月27日に、外原区住民である落合俊二氏の情報公開請求に対して開示した資料の中に、平成26年2月4日の井原沼津市副市長と落合副町長との協議概要（上述2の③と同様の資料）に、職員の手書きの書き込みがある書面がある（甲32の2）。沼津市の「正攻法でない手法も考えてほしい」の発言の下部に、清水町職員が「W氏との打合せ」と記載しており、これは会議において、自治会人事について渡辺氏に接触し、鈴木氏を排除しようとして違法に介入しようとしていたことが、明らかである。

- (4) 渡辺氏は、本来推薦委員会は外原区の各組長の意見を集約してそれを区民に報告したり、意見に従って各役員候補者に内諾確認を得ることが任務であるにも関わらず、この手続を全くとらないまま、年度最初の平成26年4月25日の定期総会において、突如「現区長（鈴木区長）には、お願いするのは後にして他の人を模索しましょうということで推薦委員会が動き出しました」、「（鈴木

木区長に) 次期区長になることを断念されるよう進言しました(原文のママ)」などと宣言した(甲35の1)。

鈴木区長はその場でその宣言を拒否したところ、渡辺氏は、本来誰を区長にするか選任することについて推薦委員会は規定上何の権限もない立場で、新しい区長を選びたいが外原区の役員選出規定上役員の選挙規定がないので、規定自体を変えたいのでこの場で審議してほしいと勝手に鈴木区長の役員選出を留保して、新しい選任制度を作りたいと言い出した(甲35の1~3)。

渡辺氏からの突如出された規約無視の提案と4月の時点で新役員の決定が留保されてしまった事実に対して、当然総会に出席していた代議員(新組長)は混乱し、いきなり選挙制度導入や規約改定など言われても賛成などできるはずがないなどと主張し、渡辺氏の提案は拒否された。しかしながら、それでは役員の決定はどうするのかという方向で話が進まないため、やむなく新たに推薦委員会を立ち上げ、同委員会で役員案を練り直して提案するという組長の意見が受け入れられ、4月の総会での役員決定は持ち越しとなった(甲35)。

(5) しかしながら、上記総会を受けて新たに結成された推薦委員会は、前回の総会で誰も推していないにも関わらず、役員選出規定を無視して鈴木区長を役員に推薦しないと断った渡辺氏本人を新区長とする案を提出した(甲36)。

続く同年6月7日の定期総会においては当然渡辺氏を区長とする案に対しては、「ルール違反、一人の独断行動になっているのではないか、各組からの推薦票が一番多かったのは鈴木さん(鈴木区長)と思われるが、推薦委員会は無視していると思う」、「規約にのっとって行動すべき」などと非難が出たうえ、「渡辺光さ

んが自ら区長に推薦するよう言ったのか」などと恣意的な選出を疑う声もあがった（甲37）。

結局、上記の渡辺氏を新区長とする案と、鈴木区長を区長とする平成25年度の役員をそのまま継続する案の二つの案のどちらを採用するか議決にかけられ、鈴木区長案が20名、渡辺氏を区長とする案は14～16名と鈴木区長案の方が多数だったが、過半数に達しないという理由でどちらの案も決議されず、またも推薦委員会に再考再提案という結論で持ち越しになった（甲37）。

(6) 鈴木区長は、渡辺氏がこれまでの外原区の役員選出の規定を無視した方法を強行しようとしている事に反対した。そして、当時区長であった清水孝文氏は、前年度の組長達に依頼して、「平成26年度新区長選出について」という、新区長選出にあたっては、外原区役員選出規定を尊重することを要望する文書を22組中15組の組長の署名押印を入れて推薦委員会に提出した（甲38）。

しかしながら、推薦委員会は、この要望書も無視して、平成26年4月と6月の総会で議長をしていた青島和伸氏（以下「青島氏」という。）を新区長とする案を提出した。

総会の代議員である各組長は、結果的に青島氏を区長とする案に賛成し、賛成多数で承認可決されたことにより、新たに青島氏が新区長となり、鈴木区長は役員から引きずり降ろされてしまった（甲23、甲39）。

4 鈴木区長下ろしが沼津市の「正攻法でない手法」という指示に基づく不正なものであり、外原区の民意が反映されていないこと

以上が鈴木区長が平成25年に引き続いて平成26年度の区長

続投を表明し、外原区の正当な手続に基づいていれば問題なく鈴木区長が平成26年度も区長を続け、引き続き沼津市に対し本件覚書遵守を求め続けたであろう外原区の意味が完全に排除されてしまった経緯である。

沼津市と清水町の打合せ記録からも、平成26年2月4日の時点では、鈴木区長の平成26年度の続投は外原区の手続上では問題なく決まる予定となっていたことがわかり、だからこそ沼津市は清水町に対し、「正攻法でない手法も考えてほしい」と正規の手続でない手段を用いても良いから鈴木区長を平成26年度の区長にさせないように指示したのである。この日の打合せは両自治体の副市長と副町長という自治体のナンバー2が出席した場で行われていて、この指示がかなり重いものだったことは出席者や場所からもわかる。

清水町は、沼津市の厳命を受けて、当時外原区推薦委員会委員長であった渡辺氏に何らかの働きかけを行った結果、渡辺氏は外原区役員選出規定を完全に無視した推薦委員会の立場では権限外の提案を勝手に行って、総会の場を混乱させ平成26年4月の総会で通常決まる区長ほか役員の選任を妨げ、各組長や総会の場でも一切推薦の声がなかったにも関わらず自身を区長にする案を提出した。これらの数々の渡辺氏による区長を正規の方法で選任することを妨害する工作の結果、新規の区長らは半期が経過しようとしても当年度の区長が決まらず、新中間処理施設建設問題以外の区内の行事や進行に影響を出ることを恐れ、もはやこの混乱を収めるためには鈴木区長でも渡辺氏でもない人なら誰でも良いという考えになってしまい、結果として鈴木区長が降ろされてしまい、清水町と沼津市の目論見どおりとなったのである。

外原区の区長選任手続の正当性、有効無効自体をこの場で争うつもりはないが、この経過からすれば、まさに鈴木区長は沼津市が清水町に厳命した「正攻法でない手法」で外原区の正規の方法で内定していた平成26年度の区長を降ろされている。沼津市にとっては、新中間処理施設建設の一番の障害になっていた鈴木区長を表の場から引きずり降ろせた結果、環境省への補助金申請を行い、建設地について実質的な検討もせずそのまま推し進めている。外原区の一役員らだけの発言をもって外原区は新中間処理施設建設に反対していないと喧伝し、現裁判でも主張している。

したがって、そもそも外原区の役員の「静観」という発言の引き出しや、新中間施設建設について、絶対反対から条件付建設賛成という方向性自体、外原区住民の意思ではないし、さらに公正であるべき役員選任結果さえ、沼津市と清水町が不正違法な手段で鈴木区長を区長から外すという介入を行い、それを外原区の一部の役員に実行させた結果であって、平成26年2月4日の沼津市の指示にある「対抗組織（条件派）」の意思であっても、「外原区の住民の意思」ではないことは明らかである。

以 上